

埼玉県優良図書選定委員会設置要綱

第1 目的

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第10条の規定による優良な図書の推奨について、同条例第25条第1項第1号の規定に基づき知事が埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問するにあたり、その候補図書を適正かつ円滑に選定するため、埼玉県優良図書選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 組織

委員会は、委員17人以内をもって組織する。

第3 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し、専門的知識経験を有する者
- (2) 社会教育に関し、専門的知識経験を有する者

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

第5 所掌事務

委員会は、審議会に諮問しようとする図書の選定を行う。
選定の実施要領は、別に定める。

第6 会長及び副会長

- 1 委員会に、会長及び副会長4人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7 会 議

- 1 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第8 庶 務

委員会の庶務は、県民生活部青少年課において処理する。

第9 委 任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。
- 2 この要綱により、最初に委嘱される者の任期は、第4の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

埼玉県優良図書選定委員会運営要領

1 目的

この要領は、埼玉県優良図書選定委員会設置要綱第1条の目的を達成するため、この委員会の運営に関し必要な事項を定める。

2 選定の方法

優良図書の選定は、知事の依頼に基づき6の(3)の選定方法で行う。

3 審査の対象

審査の対象は、提出期限において原則として発刊後1年3か月以内の図書とする。ただし、次のものは除外する。

- (1) 特定の政党、宗教団体、企業等を支持し、宣伝し又は営利を目的とする図書
- (2) 実用書及び図鑑、辞書、参考書等学習のために刊行された図書
- (3) その他、推奨を必要としない図書

4 選定の基準

選定の基準は、「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準」（昭和58年10月1日施行）1の事項とする。

5 選定点数

1回に選定する点数は、次の段階ごとに申し出点数に応じて決定する。この場合、各段階とも5点を目安とする。

- (1) 乳 幼 児
- (2) 小学校低学年
- (3) 小学校中学年
- (4) 小学校高学年
- (5) 中 学 校
- (6) 高校・青年

6 選定委員会の審査

(1) 選定委員会に次の4つの部会を置く。

ア 乳幼児部会

イ 小学校部会

ウ 中学校部会

エ 高校・青年部会

(2) 各部会に部会長を置く。

(3) 図書の選定は、次の順で行う。

ア 部会審査

図書1点につき2人以上の委員が試読した後、様式第1号の図書審査票を作成し、全体会に諮る図書を決定する。この場合、各部会ごとの具体的な審査方法は、それぞれ別表1のとおりとする。

イ 全体会

各部会の審査意見を考慮し、推奨に適とする図書を選定する。

7 報 告

選定結果は、選定委員会会長が知事に様式第2号の選定結果一覧表により報告する。

附 則

この要領は、昭和61年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

別表 1

部会審査方法

1 乳幼児部会

- (1) 興味の拡大を考慮し、幅広いジャンルから選定する。
- (2) 読み聞かせに利用される場合の要件も考慮する。
- (3) 複数の委員がAとした作品については、選定の枠を考慮しながら、原則的に選定する。
- (4) 1人の委員がAとした作品については、選定の枠を考慮しながら、委員間の調整により、選定する。

2 小学校部会

- (1) 各学年平均するように内容を考慮して選定する。
- (2) ジャンルを広げるように考慮して選定する。
- (3) 低、中、高学年各2人ずつで検討して選定し、部会で調整する。

※ 次の点を参考とする。

児童に①題名を聞かせ、②表紙を見せ、③粗筋を話し、④読み聞かせ、⑤読ませて粗筋を話させ、⑥教室で読ませて、その反応をとる。

3 中学校部会

- (1) 試読した2人の委員がAとした作品をまず選定し、1人の委員のみAとした作品は3人の委員で検討し選定する。
- (2) (1)により3人の委員が検討した結果、一致しない場合は試読していない委員が試読後再び検討し選定する。

4 高校・青年部会

- (1) 審査対象に合致しているかどうか検討し、不適合の作品を除外する。
- (2) 1点につき2人以上の委員が試読後、部会で研究協議し、Cを除外して、A・Bの作品から候補を決める。
- (3) 選定点数を考慮しながら調整し決定する。

◎ 高校・青年部会の(1)は、各部会の共通審査方法とする。

埼玉県青少年健全育成条例（抄）

（優良な図書等及び興行の推奨）

第10条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

（審議会への諮問）

第25条 知事は次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、この限りでない。

(1) 第10条の規定により推奨をしようとするとき。

「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

（昭和58年10月1日 施行）

（平成16年1月20日 改定）

（平成29年2月9日 改定）

（令和元年9月12日 改定）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

(1) 豊かな人間性を養う

- ア 思いやりや社会性、倫理観や正義感などを養うもの
- イ 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの
- ウ 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの
- エ 言葉、表現等に親しみ、楽しむことで情操を高めるもの

(2) 生きる力を育む

- ア 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などを育むもの
- イ 人間としての在り方生き方を考えるきっかけとなるもの

(3) 知識・教養を深めるもの

- ア 自然や科学、スポーツ、文化芸術などへの興味関心を高め、理解を深めるもの
- イ 郷土や伝統を愛し、それらの良さを認識するのに役立つもの
- ウ 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの
- エ 多様性を理解し、共生意識を高めるもの
- オ 健やかな発達・成長のため、基本的な生活習慣や態度を養うもの

(4) その他

- ア その他青少年の健全育成に特に役立つもの